

# 集落ぐるみで 新しい農業に取り組む



秋田県第1号の特定農業法人『立花ファーム』



リポーター

安部千鶴子さん  
(餅田)

年々農業経営は厳しさを増し、農業離れをしていく若い人や高齢により作業委託を余儀なくされているかたもいます。また、放置されたままの農地もあちらこちらに見られます。この厳しさにも恐れることなく、集落みんなが新しい農業に取り組んでいる『立花ファーム』を訪ね、理事長の長崎祥悦郎さんからその活動をお聞きしました。

## 法人化のきっかけ

下川沿地区立花集落は市の西方米代川と国道7号に隣接する農業地帯です。稲作を中心に昭和50年代から秋冬ネギの生産にも力を入れてきました。

農家戸数は49戸ですが、他の地域と同様、高齢化や担い手不足による将来への不安、機械化によるコスト増など多くの問題に直面していました。

「立花ファーム」設立のきっかけは、平成9年度から農地の区画整理が実施されたことです。一つひとつの農地が大きくなり(10〜30aから1haへ)、各農家が持つていた従来の小さな機械では、効率的な農作業ができなくなる事態に直面しました。

当初は4人の担い手に農地の集積を行う予定でしたが、個人では大型・高性能機械への投資や米の



集落の和を強調する  
長崎理事長

生産調整への対応などで経営が難しいことが予想されました。これを契機に、集落みんなが新しい農業・楽しい農業をやりたいという意気込みが法人設立に進んでいきました。

J Aから集落ぐるみで農業を行う法人化の提案を受け、集落内での話し合いが始まったのが平成11年7月。その後、アンケート調査や説明会などが行われ、平成12年1月30日に「農事組合法人立花ファーム」設立総会が開かれ、同年2月23日に「特定農業法人立花ファーム」が正式に発足しました。

一般的に、特定農業法人( )とすることで農地を弾力的に運用でき、効率的な営農と計画的な転作団地に取り組みやすくなります。さらに国や県などの補助事業を積極的に活用しての大型機械の導入が可能になります。

しかし、自分の農地へのこだわりや法人化への不安などで踏み出

せないのが現実です。その点、立花集落が短期間に県内第1号の法人化に成功したのは、昔ながらの結(ゆい)コという無償の共同作業の習慣や、日頃からグループ作業などの協力体制が出来上がっていた、まとまりが非常に強い集落だったからです。

## 特定農業法人

担い手不足や経営規模拡大に対応するため、地域の農地を集積し地域ぐるみで農業経営を行う農業法人

## 事業の現状

### ① 組合員・従業員

「立花ファーム」には集落の農家戸数49戸のうち42戸(組合員50人)が加入しています。未加入の農家は、設立前に機械を更新してしまつたなどの事情によるものですが、将来は全農家が加入し集落ぐるみの体制にする予定です。

従業員46人はほとんどが組合員とその家族です。内訳は、6人の男性が主に機械操作を担当し、ネギ作業を担当する女性が40人となっております。

### ② 組織・役員

8人の理事が置かれ、管理部門、稲作部門、ネギ・転作(大豆)部門には責任理事が張り付けられてい